

新型コロナウイルス感染症に係る PCR 検査等補助事業を開始します

対象者

①清里町に住んでいる方・清里町で働いている方のうち

- 町内・勤務先で新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者と一定の期間内に接する機会があった方

(※一定の期間：感染者の発症日の2日前から隔離されるまでの期間・濃厚接触者に指定された日から前後2日間の期間)

- 感染者が確認された町内の施設などに出入りしていた方

(※感染者確認の前日から施設消毒までの期間に1時間以上滞在した場合を対象とします)

※上記の場合には、かかりつけ医や保健所、北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター(0120-501-507)に連絡し、濃厚接触者に該当しないことを確認してください。

②清里町外に住んでいる学生のうち

- 清里町へ帰省する方

- 清里町成人式に出席するために帰省した方(学生以外も含む)

※保健所から濃厚接触者と指定された方・発熱や咳などの症状があり、病院等で検査をした方、新型コロナワクチンの2度目の接種から1週間経過した方は対象となりません。また、濃厚接触者陰性確定後に検査した場合も対象となりません。

対象期間

- ・令和4年3月31日までに申請ください
(令和3年5月19日以降の検査より対象となります)

補助内容

- ・検査費用額(税抜)の半額をきよさと商品券にて郵送等で交付します(1,000円未満切捨て/上限1万円)
- ・1人2回まで利用できます

対象検査

- ・PCR検査 ・抗原検査 ・抗体検査
- ※市販の検査キットは除く

必要書類

- ・検査費用の領収書の写し(申請より2ヶ月以内の日付のもの)
- ・学生の場合は学生証の写し

対象の方は、裏面の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、清里町役場総務課(学生・成人式の場合は教育委員会)にて申請してください。

問合せ・提出先：清里町役場 総務課 総務グループ TEL：25-2131
(学生・成人式の場合) 教育委員会 TEL：25-2005